

豊かな生活環境をつくり  
美しい川の流れる新発田を取り戻そう

# 下水道接続の手引き

【第5版】

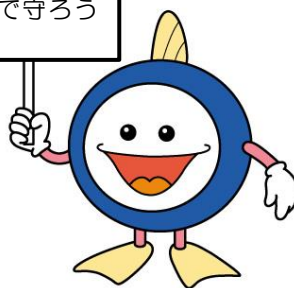


新発田市 下水道課

## 目 次

1	下水道整備と役割について	2
2	排水設備とは	3
3	「排水設備工事」の手続きについて	4
4	下水道使用料について	6
5	浄化槽使用時と下水道使用時の費用比較	9
6	排水設備工事資金の融資あっせん制度	10
7	下水道に接続することで	10
8	下水道についてよく寄せられる疑問や質問	11
9	排水設備の点検商法にご注意ください	15
10	供用区域	16

下水道つないで守ろう  
暮らしと自然



下水道マスコット  
「スイスイ」

### 下水道クイズ

出典：こども環境白書 2009 環境省

コップ一杯の牛乳（200 ミリリットル）を川に流したら、魚がすめる水にするのに、どのくらい  
のきれいな水が必要でしょうか？ ※1 ミリリットルは、1 リットルの 1000 分の 1

A：コップ×11 杯  
（コップ 200mℓ）

B：バケツ×11 杯  
バケツ（8ℓ）

C：お風呂×11 杯  
お風呂（300ℓ）

答えは、P20

本誌で使用の写真は、「新発田川を愛する会」から提供

# 下水道に接続して、取り戻そう

## 美しい川の流れる新発田

### 1 下水道整備と役割について

市では、蚊やハエなどの不快害虫や悪臭の発生を抑え、市民の生活環境の向上と美しい河川の再生を目指し、下水道等（公共下水道と農業集落排水）の整備に取り組んでいます。

令和元年度末の時点では、市内で公共下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽を利用している人の割合（汚水処理人口普及率）は77.0%となっています。

普及率は、少しずつ向上してきており、皆さまから、「新発田の川の水は前よりきれいになったね。」という声も聞かれるようになり、新発田川でアユが見られるようになりました。

このように下水道は、皆さまの生活環境を快適にするだけでなく、ふるさと新発田市に、かつてのような美しい川を取り戻すために大きな役割を果たしています。

**皆さまと市が力を合わせて、美しい川を次代を担う子ども達にバトンタッチ！**

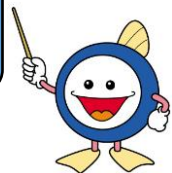
市では、昭和58年度から農業集落排水を平成5年度から公共下水道を整備しており、整備には皆さまから納めていただいた貴重な税金や受益者負担金等が使われています。

下水道施設は、皆さまの大切な財産です。下水道に接続していただき、次代を担う子ども達に、「快適な生活環境」と「美しいふるさとの河川」を残すことが、私たち大人の大切な使命です。

市では、計画的に下水道の整備を進め、生活環境の向上を目指しています。

市民の皆さまからも、供用開始後は、速やかに下水道に接続していただき、力を合わせて、ふるさと新発田に美しい川の流れを甦らせましょう。

生活雑排水（台所、風呂、洗濯など）は、  
どのように処理されているかご存知ですか？



〇くみ取り式便所、単独処理浄化槽の処理について

台所（飲み残し、洗剤）、風呂（シャンプー）、洗濯排水などは、未処理のまま側溝や川などに流しています。

平成13年4月以前の建築建物については、単独処理浄化槽の可能性あります。

## 2 排水設備とは

家庭などから出る下水をすみやかに下水道に流すための「污水管」、「ます」などを排水設備といいます。

●排水設備の設置は、使用者の義務となります。下水道の供用が開始された場合、

① “浄化槽” を使用している方

台所、風呂、トイレ（浄化槽）の汚水を遅滞なく（概ね1年以内）下水道へ接続しなければなりません。（下水道法第10条）

② “くみ取り式のトイレ” を使用している方

3年以内に水洗式トイレ（公共下水道に接続されたもの）に改造しなければなりません。（下水道法第11条）

また、建築基準法では、下水道の供用が開始された区域での家屋の新築・改築の際には、水洗トイレを設置し、台所・お風呂の汚水と共に下水道に接続しなければならないとされています。

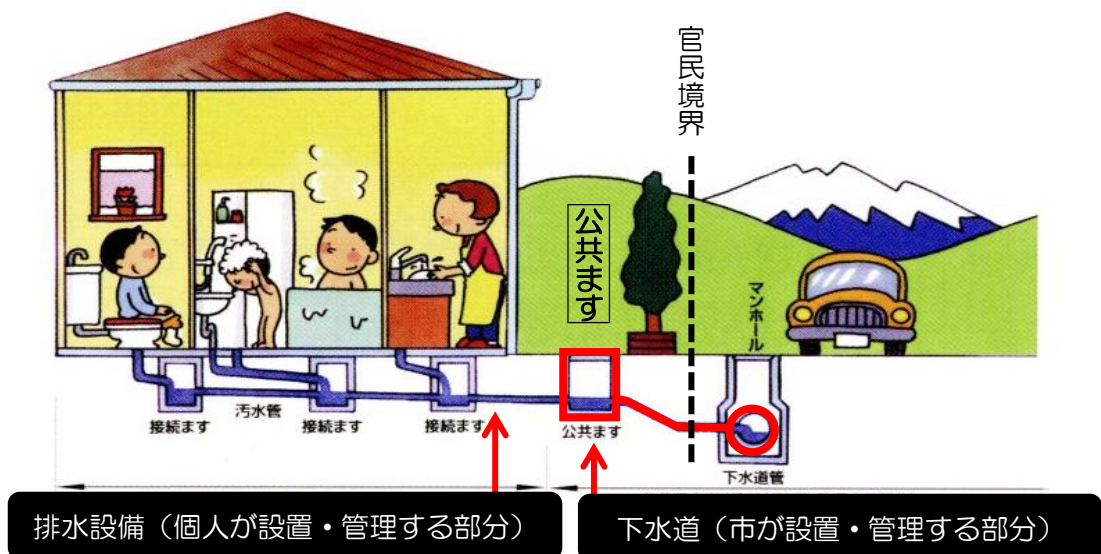
できるだけ早く下水道への接続をお願いします。

●浄化槽を廃止して下水道へ

浄化槽を使用している家庭でも、浄化槽を廃止して下水道に接続していただくこととなります。

排水設備工事をする事で、浄化槽の維持管理（法定・保守点検、汚泥くみ取り、ブロー電気料金）をする必要がなくなります。（詳しくは、P9参照）

●排水設備のしくみ



※「公共ます」への接続と宅地内配管の管理は、皆さまをお願いします

※「公共ます」からマンホールまでは市が設置・管理します

### 3 「排水設備工事」の手続きについて

工事は、「新発田市下水道排水設備等指定工事店」に依頼してください

排水設備工事は、条例に基づき市が指定した工事店に依頼することになっています。これは、もし基準に合わない工事が行われると、管の詰まりや汚水の逆流などのトラブルでご迷惑をかけるだけでなく、下水道施設全体に対して過度な負荷をかけ、機能に支障をきたす恐れがあるからです。

指定工事店は、市で定めた排水設備工事基準を満たし、工事の施工能力があると市が認定した業者です。

別紙、「下水道の指定工事店一覧表」から工事店を選び、排水設備工事について、ご相談のうえ、見積書の提出を依頼してください。なお、複数店から見積書を提出してもらい、価格やアフターサービス等を含めて、比較検討することをおすすめします。

※最新の指定工事店一覧は、「市ホームページ」に掲載しています。

新発田市排水設備工事

検索



#### ● 工事の計画から使用開始まで

##### 1 指定工事店を決めて、見積を依頼。その後、工事を正式に依頼 【別図 ①・②】

指定工事店に現地調査をしてもらった後に、見積書（有料、無料が各自で確認してください。）をもらいましょう。

工事の内容、期間、費用、支払方法などについて十分に説明を受け、納得したうえで正式に工事を依頼してください。

##### 2 市に申請書を提出し、工事に着工 【別図 ③～⑤】

工事施工前に、市へ「排水設備等計画確認申請書」を提出する必要があります。書類への記名押印は、内容を確認したうえで申請者本人が行います。

市は、書類審査し、設計等に問題がなければ、確認通知書を交付します。この通知書を受けて初めて工事店は工事に取りかかることができます。



### 3 工事完了後、下水道の使用を開始 【別図 ⑥】

公共ますへの接続工事完了後、直ぐに下水道を使用することができます。接続工事が終わったら、速やかに「使用開始届」に申請者本人が署名捺印し、市に提出してください。

### 4 工事完了届を市に提出後、市で完了検査を実施 【別図 ⑦・⑧】

工事完了後、指定工事店は「工事完了届」を市に提出します。これを受けて、市の検査員がお宅や事業所を訪問し、完了検査を行います。この検査は、工事が適正に行われ、問題のない排水設備であるかどうかを確認するためのものです。完了検査に合格すると、市は「排水設備検査済証」を交付します。

①指定工事店に依頼



市の指定した排水設備工事店に依頼します。

②設計見積



工事店は、依頼者と排水設備工事について相談の上、設計積算をします。

③確認申請書を市に提出



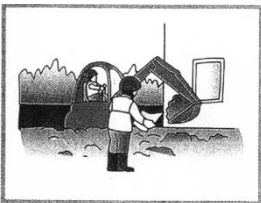
契約後、排水設備等計画確認申請書を市に提出します。

④市が工事内容を確認



市は、排水設備等計画確認申請書の内容が基準に適合しているか審査し、その結果を申請者に通知します。

⑤工事着工



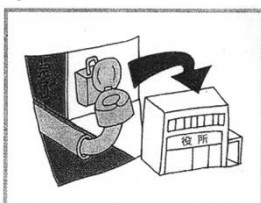
排水設備等計画確認書に基づいて工事が行われます。

⑥使用開始届を市に提出



公共ますに接続したら、速やかに市に使用開始届を提出します。この届出に記載されている水道指針から下水道使用料の算定が始まります。

⑦工事完了届を市に提出



工事が終わると、市に排水設備等工事完了届を提出します。(完了後、5日以内) 使用開始届と完了届は、同時となる場合があります。

⑧検査済証の交付



工事完了後、施工業者立会いのもと、市の検査を行います。合格すると検査済証が交付されます。玄関に貼ってください。

転居などにより下水道の使用を休止又は再開するとき、建物の取壊しなどで廃止するとき、使用者の名義を変更するときは、それぞれ届出が必要です。市下水道課(☎23-7284)へご連絡ください。

## 4 下水道使用料について

下水道使用料は、公共下水道や農業集落排水の利用者にご負担していただきます。使用料は、汚水の処理にかかる経費であり、下水道施設の維持管理費にあてられます。

### ●請求と納付方法

下水道使用料は、原則的には、水道料金と併せて請求し納付していただきます。ただし、下記の場合は下水道課が直接、下水道の利用者にご請求いたします。

- ① 井戸水等水道以外の水だけを使っている場合
- ② 集落営簡易水道を使用している場合

納付方法は、納付書による金融機関窓口での納付と口座振替があります。

また、新発田市水道局または阿賀野市上下水道局の水道料金と合算請求の場合は、納付書を持参してコンビニエンスストアで支払うこともできます。

### (1) 汚水の排除量の認定

下水道使用料算定のもととなる汚水排除量（汚水の排出量）は、次のように算定します。

- ①水道のみを使用している世帯は【水道の使用水量】を汚水排除量とします。
- ②井戸水など水道以外の水を使用している世帯は【次の数値】を汚水排除量とします。
  - (ア) 市が認めたメーターを設置してある場合は、その水量とします。
  - (イ) メーターがない場合は、下表で示す「基準排除量」を汚水排除量とします。

#### ●基準排除量表

種 類	使用人数		単位水量
一般家庭	世帯員数	×	7 (m <sup>3</sup> /月)
事業所等	従業員数	×	3 (m <sup>3</sup> /月)
飲食店等	従業員数	×	7 (m <sup>3</sup> /月)

### ③水道と水道以外の水を併用している世帯・事業所

- (ア) 水道の使用水量と上記の基準排除量表に記載する排除量を比べ、多い方を汚水の排除量とします。
- (イ) 水道以外の水にメーター（市が必要と認め、市が設置したもの）がある場合は、水道と水道以外の使用水量の合計を汚水排除量とします。

## (2) 公共下水道使用料

公共下水道の使用料は、原則的には【水道の使用水量】に応じて算定され、基本使用料と汚水排出量に応じて算出した超過使用料との合計額に消費税を加えた金額となります。

●使用料表：1か月分（消費税別）

（令和3年4月1日現在）

区 分 ※1	汚水排除量	月 額 ※2		
		第2 処理区域 （月岡温泉及び上中山の全域。月岡及び本田の各一部）	第1、3、4 処理区域 （第2 処理区域以外）	
一般汚水	基本使用料	10 m <sup>3</sup> まで	1,430 円	1,380 円
	超過使用料 （1 m <sup>3</sup> につき）	10 m <sup>3</sup> を超え 30 m <sup>3</sup> まで	143 円	150 円
		30 m <sup>3</sup> を超え 50 m <sup>3</sup> まで	154 円	170 円
		50 m <sup>3</sup> を超え 100 m <sup>3</sup> まで	165 円	190 円
		100 m <sup>3</sup> を超え	176 円	210 円
公衆浴場汚水	1 m <sup>3</sup> につき		46 円	
温泉汚水		132 円		
※1	(1) 一般汚水とは、公衆浴場汚水及び温泉汚水以外の汚水をいう。 (2) 公衆浴場汚水とは、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）の規定により、統制額の指定を受けた公衆浴場の汚水をいう。 (3) 温泉汚水とは、温泉水による汚水をいう。 (4) 温泉汚水のうち、共同源泉を使用した場合の使用料の額は、市長が別に定める。			
※2	第1 処理区域 流域関連公共下水道を使用する区域で、新発田地区のほぼ全域と豊浦地区及び紫雲寺地区の各一部が該当します。 第2 処理区域 特定環境保全公共下水道を使用し、 <u>月岡浄化センター</u> を終末処理場とする区域で、豊浦地区及び新発田地区の各一部が該当します。 第3 処理区域 特定環境保全公共下水道を使用し、 <u>加治川浄化センター</u> を終末処理場とする区域で、加治川地区のほぼ全域と新発田地区及び紫雲寺地区の各一部が該当します。 第4 処理区域 公共下水道及び特定環境保全公共下水道を使用し、 <u>中条浄化センター</u> （胎内市が管理）を終末処理場とする区域で、加治川地区及び紫雲寺地区の各一部が該当します。			



●使用料（1か月分）の計算方法

例：第1処理区域の方で、汚水排除量が「35 m<sup>3</sup>」の場合

基本使用料（10 m <sup>3</sup> ）	1,380 円
超過使用料（20 m <sup>3</sup> ） @150 円×20 m <sup>3</sup>	= 3,000 円
超過使用料（5 m <sup>3</sup> ） @170 円× 5 m <sup>3</sup>	= 850 円
合 計	5,230 円 + 消費税

### （3）農業集落排水施設使用料

農業集落排水の使用料は、公共下水道と同様に、原則的には【水道の使用水量】に応じて算定され、基本使用料と汚水排出量に応じて算出した超過使用料との合計額に消費税を加えた金額となります。

●使用料表：1か月分（消費税別）

（令和3年4月1日現在）

区 分 ※	汚水排除量	月 額		
		福島の一部処理区を 除く処理区域	福島の一部 （砂山）処理区	
一般 汚 水	基本使用料	10 m <sup>3</sup> まで	1,100 円	1,380 円
	超過使用料 （1 m <sup>3</sup> につき）	10 m <sup>3</sup> を超え 30 m <sup>3</sup> まで	120 円	150 円
		30 m <sup>3</sup> を超え 50 m <sup>3</sup> まで	130 円	170 円
		50 m <sup>3</sup> を超え 100 m <sup>3</sup> まで	140 円	190 円
		100 m <sup>3</sup> を超え	150 円	210 円
公衆浴場汚水	1 m <sup>3</sup> につき	46 円		
※	（1）一般汚水とは、公衆浴場汚水及び温泉汚水以外の汚水をいう。 （2）公衆浴場汚水とは、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）の規定により、統制額の指定を受けた公衆浴場の汚水をいう。			



## 5 浄化槽使用時と下水道使用時の費用比較

～ 下水道に接続することで、浄化槽の維持管理費が不要となります！ ～

浄化槽の維持管理費は、清掃費用以外にも、水質を維持するために以下の費用がかかっています。

さらに、浄化槽はブロワーなどの機器や浄化槽本体が故障したり、耐用年数を経過した場合には、修理・交換する費用が必要となりますが、下水道は、公共ますから本管側は市で設置、管理を行うため、修繕費はかかりません。

### ●浄化槽維持管理費＜参考＞（消費税別） （年額）

項目	単独浄化槽	小型合併処理浄化槽 5人槽（130㎡未満）
保守点検 年4回	約 12,000 円	約 16,000 円
汚泥くみ取り（清掃含む） 年1回	約 14,000 円 汚泥量により異なります	約 16,000 円 汚泥量により異なります
法定点検（11条検査）年1回	4,100 円	4,100 円
ブロワー電気料金	約 6,500 円	約 6,500 円
合計 （別途、修繕費）	約 36,600 円 <b>（約 3,050 円/月）</b>	約 42,600 円 <b>（約 3,550 円/月）</b>

※浄化槽の大きさは、家の延床面積により決まります。

※小型合併処理浄化槽の保守点検、清掃等の回数や費用は、浄化槽の種類によって異なります。

※ブロワー電気料金は、大きさにもよりますが、約 18 円/日（メーカー確認）で算出。

### ●下水道使用料（上水道を使用している場合）

原則、水道料金に加算して、2か月に1回請求させていただきます。

○上水道を2か月使用した水量で算出＜目安＞

下水道使用料	2人世帯	4人世帯
使用量	28㎡（14㎡/月）	56㎡（28㎡/月）
使用料	4,356 円 <b>（2,178 円/月）</b>	8,976 円 <b>（4,488 円/月）</b>

※一般家庭については、1人1か月7㎡を使用したもののみなし算出

※下水道は、接続時に公共ますまでの宅内排水設備工事の費用がかかります。

いずれも別途「水道料金」がかかります。（上水道を使用している場合）

## 6 排水設備工事資金の融資あっせん制度

市では、皆さまの下水道への接続を支援するため、排水設備工事等の実施に必要な資金について、金融機関からの低利融資をあっせんする制度を設けています。

(令和3年4月1日現在)

対象となる 工事	①排水設備工事（排水管・ますの追加等） ②くみ取り式トイレの水洗化工事 ③浄化槽の廃止工事 ④廃止した浄化槽の雨水タンクへの改造工事 ⑤上記①～④に付随した工事
融資の条件	市税、下水道受益者負担金(分担金)を滞納していないこと 償還能力を有すること（保証人、担保は金融機関の定めによる）
融資限度額	1件につき200万円以内
利率	年1.9%（現行）
償還期間	8年（96月）以内
償還方法	元利均等月賦償還又は元金均等月賦償還（繰上償還可）
取扱銀行	第四北越銀行(中条中央支店含む)、大光銀行、きらやか銀行、新発田信用金庫、新潟県労働金庫、新潟県信用組合、北越後農業協同組合の各支店

詳しくは、下水道課普及管理係にお問合せください。

## 7 下水道に接続することで・・・



Point

- ① くみ取り式便所や浄化槽の維持管理が「不要」となります
- ② 生活雑排水（台所、風呂、洗濯）やトイレの排水がなくなり、悪臭を抑えます
- ③ 汚水が側溝に流れなくなるので、蚊やハエなどの不快害虫の発生を抑えます
- ④ 汚泥が少なくなるため、側溝清掃の負担が軽減されます
- ⑤ 汚水は、処理場できれいにして川に流しますので、清らかな川や海を取り戻します

## 8 下水道についてよく寄せられる疑問や質問

### 排水設備について

#### Q1：下水道はなぜ必要なのですか。

わたしたちの暮らしは、昔に比べ豊かに便利になりました。その反面、まちを流れる川が汚れ、悪臭や不快な害虫が発生するようになりました。

そこで、健全な自然環境、水環境を取り戻し、快適で住みよいまちをつくるために下水道の整備を進めています。

#### Q2：いつまでに下水道に接続しなければならないのですか。

下水道の供用が開始された場合、台所、風呂、洗面等の生活排水を公共下水道に接続するための排水管等を遅滞なく（概ね1年以内）設置しなければならないとされ（下水道法第10条）また、くみ取り式のトイレについては、3年以内に水洗式トイレに改造し下水道へ接続しなければならないとされています。（下水道法第11条の3）

できるだけ早く下水道へ接続されるようお願いします。

また、建築基準法では、下水道の供用が開始された区域での家屋の新築・改築の際には、水洗トイレを設置し、台所・お風呂の汚水と共に下水道に接続しなければならないとされています。

#### Q3：浄化槽を使用している人も下水道へ接続しなければならないのですか。

下水道の処理区域内については、浄化槽を使用している人も下水道へ接続しなければならないことになっています。都合のつきしだい浄化槽を廃止し、生活排水と併せて下水道へ接続されるようお願いします。

#### Q4：誰も住んでいない家も接続工事をしなければならないのですか。

人が住んでいない家は、原則的には接続をする必要はありません。ただ、現在、住んでいなくても、将来、住む予定があるときは、接続をお願いします。

#### Q5：屋外の給水設備（野菜洗い、泥落とし）なども下水道に接続しなければならないのですか。

接続する必要はありません。

**Q6：公会堂も下水道へ接続しなければならないのですか。**

公会堂も接続をお願いしています。公会堂の排水設備工事は、市の「公会堂などの整備に対する補助金」の補助対象となります。毎年7月頃、自治会に対し、翌年度の補助金交付の希望について調査を行っています。

詳しくは、市民まちづくり支援課（☎28-9640）にお問い合わせください。

**Q7：公共ますの大きさは、どれくらいですか。**

標準的な「ます」は、直径約20センチメートルです。

**Q8：公共ますを官民境界から10mほど民地に入ったところに設置できますか。**

できません。公共ますの設置は、原則、官民境界から1m以内となります。

**Q9：更地にも、公共ますを設置しなければならないのですか。**

土地の利用計画がまだ決まっていない場合は、後日、設置することも可能です。ただし、後日設置する場合も受益者負担金（分担金）の納付をお願いします。

**Q10：公共ますを追加で設置することはできますか。**

可能です。ただし2個目以降の設置費用は使用者の負担になります。詳しくは、市下水道課にお問い合わせください。

**Q11：隣家と共同で排水設備を設置・使用することは可能ですか。**

両者が協議し、同意のうえで行うのであれば可能です。また、隣近所だけでなく、一定の地域の住民が共同で排水設備工事を行うと、工事費が安くなる場合があります。詳しくは、市下水道課にご相談ください。

**Q12：雨水用の排水設備は、下水道排水設備とは別に作らなければならないでしょうか。**

雨水用と汚水用の2系統の配管が必要です。公共ますには、汚水用を接続していただきます。今使っている排水管は雨水用に使える可能性がありますので、指定工事店と相談してください。

**Q13：下水道に接続した後に残る浄化槽の処理は、どうすればいいですか。**

掘り出して処分する方法や消毒後雨水を浄化槽に貯め、庭の散水等に使用する方法もあります。

**Q14：排水設備工事期間中は仮設トイレを設置する必要はありますか。**

必要な場合もあります。工事が数時間程度で完了する場合や、自宅トイレが数日間使えない場合もあります。事前に指定工事店にお問い合わせください。

**Q15：排水設備工事は、どれぐらいの経費がかかりますか。**

各家屋等の条件が異なるため、一概にお答えできません。詳しくは、指定工事店に見積書の提出を依頼してください。

**Q16：排水設備の見積は有料ですか。**

ほとんどの場合は無料ですが、改築等とセットの見積になったり、専門的な設計が必要だったりする場合は有料になる場合も考えられます。見積の依頼時に指定工事店にご確認ください。

**Q17：排水設備工事を行う際は、市への届出が必要ですか。**

定められた手続きが必要です。ただ、この手続きは、排水設備工事を依頼した指定工事店が代行します。

**Q18：接続工事完了後は、すぐに完了検査に来てもらえますか。**

工事完了後は、できるだけ早く完了検査を行うように努めています。なお、公共ますへの接続が終れば、下水道を使用することができます。(速やかに使用開始届を提出してください。)

**使用料について**

**Q1：下水道使用料は、何に基づき計算され請求されますか。**

一般家庭から排出される汚水は、台所、浴室、トイレ、洗面所で使う水道水がほとんどであるとの考え方に基づき、使用した水道の水量に応じて使用料をいただくこととなります。

**Q2：汚水メーターなど汚水を直接計測する装置を付けることはできませんか。**

下水道へ流されるものは水だけでなく、排泄物も含まれます。液体と固体が混ざった排除物を計測するメーターは複雑な構造となり、水道メーターに比べ、はるかに高額なものとなります。

そのため、メーターを設置することが、結果的に下水道使用料に跳ね返ることとなりますので、現在、市で汚水メーターを設置することは考えておりません。(ただし、使用者の負担により設置することは可能です。)

**Q3：下水道使用料の計算に雨水分も含まれますか。**

污水だけを処理する「分流式」を採用しているため、下水道使用料の算定に雨水は含まれません。

**Q4：池や家庭菜園専用を使う水道も下水道使用料はかかるのでしょうか。**

水道使用量を基に下水道使用料を算定するため、家庭用の観賞池や家庭菜園に使用している水道についても、原則的には下水道使用料の対象となります。

**Q5：事業のために下水道へ流入しない水を多量に使用する場合は？**

製氷業、醸造業、農業などを営み、事業に使用する水量と污水の排除量に著しい差異があると認められる場合、使用者が費用負担を行い、市が定めた減量メーターを設置することができます。

減量メーターは、計量法に基づき、定期的な点検、維持補修、更新（有効期間8年）を行う必要があります。

**Q6：井戸水のみ又は上水道と併用している場合の下水道使用料は？**

井戸水のみを使用されている場合、使用した水の量が確認できませんので、一般家庭については、1人1か月7 $\text{m}^3$ を使用したものとみなし、これに世帯人員数を乗じた量を1か月の使用水量とさせていただきます。

また、井戸水と上水道を併用されている場合については、前記の方法で計算した量と上水道メーターによる量を比較し、いずれか大きい方を使用水量とさせていただきます。

**Q7：下水道使用料は、何に使われていますか。**

下水道処理施設の維持管理費などに充てられています。

**Q8：公会堂など、汚水量が0 $\text{m}^3$ （の月）でも、下水道使用料がかかるのですか。**

汚水量が0 $\text{m}^3$ でも基本使用料はかかります。

**Q9：上水道が新発田市水道局の場合、2か月分の水道料金と下水道使用料が合算されて請求されるため負担感が非常に大きいことから、毎月請求はできますか。**

新発田市水道局では、希望される方に、毎月請求制度を実施しております。詳しくは、新発田市水道局料金センター（☎23-7191）に相談ください。

## その他

### Q1：下水道には雨水も流すのですか。

一般家庭などから出る汚水と雨水を分離して汚水だけ処理する「分流式」です。雨水については、今までどおり排水路や側溝に流してください。

### Q2：下水道工事をもっと効率良くやってもらいたい。

下水道工事を行う前に、支障となる水道管やガス管の移設を先行して施工することがあります。

また、舗装復旧では沈下が落ち着くまで仮復旧状態で、その後本復旧を行うなど、完成までに多くの期間を要する場合があります。

工事期間中はいろいろとご不便をおかけしますが、ご理解をお願いします。

### Q3：一本の道路に複数の工事が集中しており、迂回できない場合があります。

工事は集中しないよう気をつけてほしいと思います。

工事区間の住民の皆様には、工事説明会を開催したり、チラシ等で、年間の工事予定区間をお知らせして対応しています。工事を発注する際は一箇所に集中しないよう配慮していますが、ガスや水道が同じ路線で工事するケースもあります。

ご意見を踏まえ、より一層の改善に努めます。

## 9 排水設備の点検商法にご注意ください

下水道の排水管やますなどの排水設備の清掃は、法的な義務ではありません。

排水設備の点検や清掃の訪問販売があっても、設備に不具合がなく、清掃の必要がないと思ったら、はっきり断りましょう。なお、市では一般住宅の排水設備点検や清掃の個別訪問の委託や指導は一切行っておりません。

排水設備の維持管理は個人で行っていただくことになってはいますが、廃油を流さないなど、正しくご使用いただければ清掃の必要はありません。

不審な訪問があった場合は、下水道課普及管理係（☎23-7284）に連絡をお願いします。



## 10 供用区域

市では、公共下水道は平成2年から、農業集落排水は昭和63年から供用が開始されました。

その後も順次、整備は続けられており、供用区域は、下記のとおりとなります。

今後、新しく供用が開始される地区では、事前に地元説明会を開催するほか、「広報しばた」等でも、市民の皆さまにお知らせしていきます。

### (1) 公共下水道

#### ■ 新発田地区

供用開始日	供用区域
平成14年10月1日	中央町3丁目、中央町1・2・4丁目の一部、本町2丁目の一部、諏訪町1・2丁目の一部、大手町1・2・4丁目、大手町3・6丁目の一部、西園町1丁目、西園町2・3丁目の一部、住吉町2丁目、住吉町1・3・5丁目の一部、御幸町1丁目、御幸町2・3丁目の一部、大栄町1・2丁目、大栄町4丁目の一部、新栄町2・3丁目、新栄町1丁目の一部、富塚町1丁目の一部
平成16年6月1日	新栄町1丁目の一部、舟入町1丁目の一部、住吉町1・3・4・5丁目の一部、富塚町1丁目の一部、御幸町2・3丁目の一部、大栄町7丁目、中央町2丁目の一部、諏訪町1・2・3丁目の一部
平成17年6月1日	御幸町4丁目の一部、大栄町3丁目、大栄町4・5丁目の一部、大栄町6丁目、豊町1丁目、豊町3丁目の一部
平成18年6月1日	五十公野及び山崎の各一部
平成19年6月1日	本町1・2・3・4丁目、諏訪町1丁目及び中央町1・4・5丁目の各一部
平成20年6月1日	山崎、下内竹、小見及び上内竹の各一部
平成20年9月1日	下内竹及び上内竹の各一部
平成21年4月1日	御幸町4丁目、住吉町4・5丁目及び富塚町1丁目の各一部 (西新発田駅前土地区画整理事業区域)
平成21年6月1日	山崎、下内竹、小見、上内竹及び古寺の各一部
平成22年6月1日	舟入町1・2丁目及び豊町2丁目の各一部
平成23年6月1日	舟入町1・2丁目、西園町2・3丁目、中曽根町2・3丁目、豊町2丁目及び小見の各一部
平成24年6月1日	豊町2・4丁目、西園町2・3丁目及び中曽根町1・2・3丁目の各一部
平成25年6月1日	豊町2・4丁目、五十公野、西園町3丁目、中曽根町1・2・3丁目、大手町6丁目、舟入町2丁目、富塚町2丁目及び城北町1丁目の各一部
平成26年6月1日	豊町4丁目、山崎、五十公野、西園町3丁目、中曽根町1・2・3丁目、舟入町1・2・3丁目及び、富塚町2・3丁目の各一部
平成27年6月1日	豊町4丁目、五十公野、中曽根町1・2・3丁目、舟入町1・2・3丁目及び富塚町1・2・3丁目の各一部

供用開始日	供用区域
平成 28 年 6 月 1 日	大栄町 5 丁目、五十公野、中曽根町 1 丁目、舟入町 3 丁目、西園町 3 丁目及び富塚町 1・2・3 丁目の各一部
平成 29 年 6 月 1 日	大栄町 5 丁目、豊町 3 丁目、五十公野、富塚町 1・2・3 丁目、城北町 1・2・3 丁目、舟入町 1・3 丁目、西園町 2 丁目、御幸町 4 丁目、住吉町 4 丁目、本町 1・4 丁目、諏訪町 1・3 丁目及び大手町 6 丁目の各一部
平成 29 年 7 月 1 日	烏穴及び砂山の各一部 ※ 農業集落排水から移行
平成 30 年 6 月 1 日	城北町 1・2・3 丁目、舟入町 1・2・3 丁目、中曽根町 1・2・3 丁目、西園町 2・3 丁目、富塚町 1・2 丁目、御幸町 4 丁目、住吉町 4 丁目、豊町 2・4 丁目及び五十公野の各一部
平成 30 年 7 月 1 日	上中山の一部 ※ 農業集落排水から移行
平成 31 年 4 月 1 日	大手町 5 丁目、城北町 1・2・3 丁目、西園町 2・3 丁目、中田町 2 丁目、小舟町 1 丁目、中曽根町 2・3 丁目、舟入町 1・2・3 丁目、富塚町 1・2・3 丁目、諏訪町 1 丁目、中央町 5 丁目、御幸町 4 丁目、住吉町 4 丁目、大栄町 5 丁目、豊町 2・4 丁目、五十公野、古寺及び荒町の各一部
令和元年 8 月 1 日	米倉及び大槻 ※ 農業集落排水から移行
令和 2 年 4 月 1 日	大手町 6 丁目、城北町 1・2・3 丁目、中田町 1・2 丁目、小舟町 1・2 丁目、富塚町 3 丁目、五十公野及び下今泉の各一部
令和 3 年 4 月 1 日	大手町 5・6 丁目、緑町 1・2 丁目、城北町 1・2・3 丁目、西園町 2 丁目、中田町 1 丁目、小舟町 1・2 丁目、舟入町 3 丁目、富塚町 2・3 丁目、五十公野及び下中の各一部

■ 豊浦地区

供用開始日	供用区域
平成 2 年 7 月 11 日	月岡字石動免 119 番地の 1 地先から 239 番地先まで 月岡字中道下の全部、月岡字小烏の全部 月岡字大宮 644 番地先から 689 番地の 4 地先まで
平成 3 年 1 月 10 日	月岡字腰巻田 358 番地の 1 地先から 390 番地の 2 地先まで 月岡字三郎次山 331 番地の 1 地先から 361 番地の 6 地先まで 月岡字活斗坂 291 番地の 10 地先から 330 番地の 5 地先まで 月岡字加治田 392 番地の 1 地先から 437 番地の 4 地先まで
平成 7 年 4 月 26 日	月岡字加治田 437 番地の 3 地先 月岡字大宮 418 番地の 1 地先から 785 番地の 5 地先まで 月岡字中谷内 755 番地の 2 地先から 786 番地の 6 地先まで
平成 15 年 4 月 1 日	上荒町、下荒町の一部、竹ヶ花の一部
平成 16 年 6 月 1 日	荒町の一部（上端の一部、蛇塚、下荒町の一部、竹園町） 月岡の一部、本田の一部、岡屋敷の一部、万代の一部
平成 17 年 6 月 1 日	荒町、月岡及び万代の各一部
平成 17 年 8 月 1 日	荒町及び切梅の各一部、二ツ堂
平成 18 年 6 月 1 日	荒町及び切梅の各一部
平成 18 年 8 月 1 日	荒町の一部、太斎、藤掛、小坂、池ノ端の一部
平成 19 年 6 月 1 日	池ノ端、切梅の各一部

平成 19 年 12 月 1 日	赤橋、池ノ端、切梅、荒町、大伝の各一部
平成 20 年 6 月 1 日	池ノ端及び大伝の各一部
平成 21 年 6 月 1 日	大伝、下中ノ目及び本田（中之通）の各一部
平成 22 年 6 月 1 日	本田（中之通）及び天王の各一部
平成 23 年 6 月 1 日	本田（中之通）及び天王の各一部
平成 24 年 6 月 1 日	天王及び下中ノ目の各一
平成 25 年 6 月 1 日	下中ノ目の一部
平成 26 年 6 月 1 日	下中ノ目及び大伝の各一部
平成 27 年 6 月 1 日	下中ノ目及び大伝の各一部
平成 28 年 6 月 1 日	大伝の一部
平成 29 年 6 月 1 日	大伝、乙次、下中ノ目、荒町及び小坂の各一部
平成 29 年 7 月 1 日	三ッ榎、福島、乗廻及び中ノ目新田の各一部 ※ 農業集落排水から移行
平成 30 年 6 月 1 日	乙次及び大伝の各一部
平成 31 年 4 月 1 日	大伝、乙次、天王及び本田(下本田)の各一部
令和 2 年 4 月 1 日	荒町、切梅、下中ノ目、乙次、下飯塚及び本田(下本田)の各一部
令和 3 年 4 月 1 日	乙次、下飯塚、滝沢及び本田(上本田・下本田)の各一部

■ 紫雲寺地区

供用開始日	供用区域
平成 17 年 4 月 1 日	真野原、真野原外及び人橋の各一部
平成 18 年 4 月 1 日	人橋、二ツ山、真野原外、真野原、古田、真中及び富島の各一部
平成 19 年 6 月 1 日	稲荷岡、下中沢、福岡、富島、古田、真中及び真野原の各一部
平成 20 年 6 月 1 日	稲荷岡及び下中沢の各一部
平成 21 年 6 月 1 日	稲荷岡の一部
平成 22 年 6 月 1 日	稲荷岡、関井、長者館及び真野原外の各一部
平成 23 年 6 月 1 日	稲荷岡、関井、長者館及び真野原外の各一部
平成 24 年 6 月 1 日	長島及び長者館の一部、中野
平成 24 年 7 月 1 日	住吉、南成田、中島、高島、片桐、大中島、湖南、稲荷岡及び長者館の各一部
平成 25 年 6 月 1 日	長島、稲荷岡、長者館、真野原外、小川、宮吉及び米子の各一部
平成 26 年 6 月 1 日	長島、長者館、小川及び米子の各一部
平成 27 年 6 月 1 日	小川、宮吉、真野原、真野原外及び米子の各一部
平成 28 年 6 月 1 日	米子の一部、下草加
平成 29 年 6 月 1 日	米子、真野原及び真野原外の各一部
平成 31 年 1 月 22 日	藤塚浜及び真野原外の各一部
平成 31 年 4 月 1 日	藤塚浜の一部
令和 2 年 4 月 1 日	藤塚浜及び真野原の各一部
令和 3 年 4 月 1 日	藤塚浜の一部

■ 加治川地区

供用開始日	供用区域
平成 14 年 10 月 23 日	中俵、相馬、上金塚、下金塚、岡島、駅前、戸野港、大野
平成 15 年 11 月 1 日	光陽
平成 16 年 2 月	桜ヶ丘の一部、湖南
平成 17 年 4 月 1 日	小島、古楯の一部、下小中山及び貝塚(桜ヶ丘、朝日団地)の各一部
平成 18 年 6 月 1 日	貝塚の一部、塚田、古楯の一部
平成 19 年 6 月 1 日	稲荷、吉田、上今泉の各一部
平成 20 年 6 月 1 日	川口、上今泉及び住田の各一部
平成 20 年 9 月 1 日	二本木、釜杭、高山寺及び川尻の一部
平成 21 年 6 月 1 日	上今泉、関妻及び川口の各一部
平成 23 年 6 月 1 日	上今泉及び古川の各一部
平成 24 年 6 月 1 日	金山及び貝屋の各一部
平成 25 年 6 月 1 日	金山及び下小中山の各一部
平成 26 年 6 月 1 日	下小中山、上今泉、川尻及び押廻の各一部
平成 27 年 6 月 1 日	川尻及び押廻の各一部
平成 28 年 6 月 1 日	向中条及び押廻の各一部
平成 28 年 7 月 1 日	下横岡、上横岡、下西山、西浦、平山、箱岩、住田及び下山田の各一部
平成 29 年 6 月 1 日	押廻及び向中条の各一部
平成 30 年 6 月 1 日	向中条の一部
平成 31 年 4 月 1 日	寺尾、金山、向中条及び高田の各一部
令和 2 年 4 月 1 日	向中条の一部

(2) 農業集落排水施設

■ 荒川地区

供用開始日	供用区域
平成 5 年 8 月	荒川



■ 松浦地区

供用開始日	供用区域
平成 9 年 2 月	松岡、法正橋、浦、浦新田、八幡、八幡新田、小友、大崎、六日町

■ 石喜地区

供用開始日	供用区域
平成 12 年 4 月 1 日	敦賀、西姫田、下高関、石喜、大友の一部、下羽津の一部、岡田の一部

■ 菅谷地区

供用開始日	供用区域
平成 13 年 4 月 16 日	菅谷の一部、小出、繁山、上寺内の一部

■ 内竹地区

供用開始日	供用区域
平成 13 年 4 月 16 日	下内竹の一部、上内竹の一部、下新保の一部、上新保、古寺の一部、丑首、江口

■ 島潟地区

供用開始日	供用区域
平成 15 年 3 月 1 日	板敷、島潟、西名柄の一部、金谷、岡田の一部

■ 中井地区

供用開始日	供用区域
平成 17 年 12 月 1 日	小舟町 2 丁目、中田町 2 丁目、中谷内、長畑、桑ノ口、下名柄、道賀

■ 三光地区

供用開始日	供用区域
平成 19 年 4 月 1 日	東姫田、南楯、上楠川、下楠川、上三光、下三光、上中江、下中江、北中江、蔵光の一部

■ 宮古木地区

供用開始日	供用区域
平成 23 年 11 月 1 日	宮古木、下羽津、大友、板山の一部

■ 羽津地区

供用開始日	供用区域
平成 29 年 2 月 1 日	本田新田、上羽津、下羽津及び虎丸の各一部



水質検査



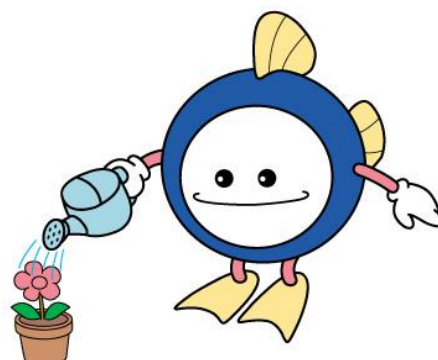
川の清掃

クイズの答え「C」お風呂  
 魚がすめる水にするのに、お風呂約 11 杯分のきれいな水が必要です。  
 (300ℓ×11=3,300ℓ)

## こんなに快適な、下水道のある生活

### まちをきれいにし環境をよくします

汚水が側溝や水路に流れなくなるので、汚いドブがなくなります。そのため、悪臭のないまちになり、ハエやカも発生しにくくなります。



### 川や海がきれいによみがえります

汚水は、直接川に流れず、処理場できれいに流します。かつての清らかな川や海を取り戻すことができます。

### 快適な水洗トイレにできます

くみ取り式のトイレは、水洗トイレに変わり、悪臭やハエをシャットアウト。

浄化槽を使用している家庭も、その維持管理やくみ取りの必要がなくなります。



〒957-0026

新発田市下内竹 747 (新発田市水道局庁舎内)

新発田市下水道課 普及管理係

TEL 0254-23-7284

FAX 0254-26-3711

E-mail: gesui@city.shibata.lg.jp